

福岡県公報

平成21年9月18日
第3018号

目次

告示(第1420号 - 第1432号)

土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 1
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 7
公共測量の実施	(県土整備総務課)11
公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課)11
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)12
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)12
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)13
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)13
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)14
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)15
公 告		
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)15
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)16
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)16
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)17

建設業の営業の一部停止	(建築指導課)17
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)18
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)18
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)20

教育委員会

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(教育庁高校教育課)22
---	------------	---------

公安委員会

意見募集の結果の公示	(警察本部運転免許管理課)22
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)23
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)25

再 掲

水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)27
-----------------	---------	---------

告 示

福岡県告示第1420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深迫	うきは市浮羽町流川、吉井町屋部(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
田中	うきは市浮羽町流川(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
蔵	うきは市浮羽町流川(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流

上流川	うきは市浮羽町流川（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
尼ヶ瀬谷1	うきは市浮羽町妹川（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
尼ヶ瀬谷2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
尼ヶ瀬谷3	うきは市浮羽町妹川（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
尼ヶ瀬4	うきは市浮羽町妹川（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
尼ヶ瀬5	うきは市浮羽町妹川（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
番屋川	うきは市浮羽町妹川（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平谷1	うきは市浮羽町妹川（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平谷2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平谷3	うきは市浮羽町妹川（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平谷4	うきは市浮羽町妹川（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平5	うきは市浮羽町妹川（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
榎ヶ平6	うきは市浮羽町妹川（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
東寺谷	うきは市浮羽町妹川（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
竜ヶ谷	うきは市浮羽町妹川（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
笹尾谷	うきは市浮羽町妹川（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流

梅谷川	うきは市浮羽町妹川（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
元有	うきは市浮羽町妹川（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
元有2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
元有3	うきは市浮羽町妹川（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
元有4	うきは市浮羽町妹川（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
元有5	うきは市浮羽町妹川（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
元有6	うきは市浮羽町妹川（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
持木	うきは市浮羽町妹川（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
内ヶ原	うきは市浮羽町新川（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
妙見1	うきは市浮羽町新川（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
妙見2	うきは市浮羽町新川（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
妙見3-1	うきは市浮羽町新川（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
妙見3-2	うきは市浮羽町新川（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
尾谷	うきは市浮羽町新川（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
本村2	うきは市浮羽町新川（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
鹿狩	うきは市浮羽町新川（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流

鹿狩 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
鹿狩 3	うきは市浮羽町新川（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
鹿狩 4	うきは市浮羽町新川（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
探野	うきは市浮羽町新川（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
探野 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
探野 3	うきは市浮羽町新川（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
探野 4	うきは市浮羽町新川（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
探野谷	うきは市浮羽町新川（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
金井原谷	うきは市浮羽町新川（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
分田	うきは市浮羽町新川（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
楮原	うきは市浮羽町新川（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
楮原 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
葛籠谷	うきは市浮羽町新川（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
葛籠谷 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
葛籠谷 3	うきは市浮羽町新川（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
葛籠谷 4	うきは市浮羽町新川（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流

馬場	うきは市浮羽町田籠（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
馬場谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
山口谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流
崩追谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流
日森園	うきは市浮羽町田籠（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流
日森園 2	うきは市浮羽町田籠（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流
日森園 3	うきは市浮羽町田籠（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流
日森園 4	うきは市浮羽町田籠（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流
美住谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流
大屋谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流
中村	うきは市浮羽町田籠（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流
中村谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流
注連原	うきは市浮羽町田籠（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流
笹の隈	うきは市浮羽町山北（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流
中園	うきは市浮羽町山北（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流
中園 2	うきは市浮羽町山北（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流

中園3	うきは市浮羽町山北（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流
国本	うきは市浮羽町山北（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流
国本2	うきは市浮羽町山北（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流
束川	うきは市浮羽町三春（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流
小塩	うきは市浮羽町小塩（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流
尻深	うきは市浮羽町小塩（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流
三郎谷	うきは市浮羽町小塩（別紙図面74に示す区域のとおり）	土石流
中崎2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面75に示す区域のとおり）	土石流
サコ谷	うきは市浮羽町小塩（別紙図面76に示す区域のとおり）	土石流
小松堀谷	うきは市浮羽町小塩（別紙図面77に示す区域のとおり）	土石流
小塩原	うきは市浮羽町小塩（別紙図面78に示す区域のとおり）	土石流
小塩原2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面79に示す区域のとおり）	土石流
岩屋堂	うきは市浮羽町小塩（別紙図面80に示す区域のとおり）	土石流
岩屋堂2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面81に示す区域のとおり）	土石流
宮	うきは市浮羽町小塩（別紙図面82に示す区域のとおり）	土石流
宮2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面83に示す区域のとおり）	土石流

宮3-1	うきは市浮羽町小塩（別紙図面84に示す区域のとおり）	土石流
宮3-2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面85に示す区域のとおり）	土石流
宮3-3	うきは市浮羽町小塩（別紙図面86に示す区域のとおり）	土石流
ウラ川	うきは市浮羽町小塩（別紙図面87に示す区域のとおり）	土石流
大持	うきは市浮羽町小塩（別紙図面88に示す区域のとおり）	土石流
大持2-1	うきは市浮羽町小塩（別紙図面89に示す区域のとおり）	土石流
大持2-2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面90に示す区域のとおり）	土石流
大持2-3	うきは市浮羽町小塩（別紙図面91に示す区域のとおり）	土石流
大持2-4	うきは市浮羽町小塩（別紙図面92に示す区域のとおり）	土石流
大持2-5	うきは市浮羽町小塩（別紙図面93に示す区域のとおり）	土石流
深迫	うきは市浮羽町流川（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上流川	うきは市浮羽町流川（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤波(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤波(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日向-1	うきは市浮羽町妹川（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日向-2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

尼ヶ瀬(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尼ヶ瀬(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
乙原	うきは市浮羽町妹川（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(c)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(d)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(e)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(f)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(g)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎ヶ平(h)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
元有(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
元有(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
元有(c)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
元有(d)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小坪	うきは市浮羽町妹川（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上原	うきは市浮羽町妹川（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
持木	うきは市浮羽町妹川（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内ヶ原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内ヶ原(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内ヶ原(c)	うきは市浮羽町新川（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗木野	うきは市浮羽町新川（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗木野(1) - 1	うきは市浮羽町新川（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗木野(1) - 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金井原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金井原(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鹿狩(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鹿狩 - 1	うきは市浮羽町新川（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鹿狩 - 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
探野(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

探野 - 1	うきは市浮羽町新川（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
探野 - 2	うきは市浮羽町新川（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
馬場	うきは市浮羽町田籠（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口	うきは市浮羽町田籠（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小間坊	うきは市浮羽町田籠（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市ヶ瀬	うきは市浮羽町田籠（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日森園(a)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日森園(b)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日森園(c)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中村	うきは市浮羽町田籠（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
注連原	うきは市浮羽町田籠（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笹の隈	うきは市浮羽町山北、小塩（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中園	うきは市浮羽町山北（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小塩	うきは市浮羽町小塩（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合所	うきは市浮羽町小塩（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前迫(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

前迫(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻深(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻深(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻深(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳の瀬(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳の瀬(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳の瀬(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中崎(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中崎(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中崎(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中崎(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中崎(e)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
束川	うきは市浮羽町三春（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀	うきは市浮羽町小塩（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

小松堀(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩屋堂	うきは市浮羽町小塩（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白土(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白土(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白土(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白土(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大持(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大持(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大持(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
楮原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
楮原(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧の草	うきは市浮羽町小塩（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮前 - 1	うきは市浮羽町小塩（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮前 - 2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮馬場(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

宮馬場(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮馬場(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本宮	うきは市浮羽町小塩（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
女子尾(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
女子尾(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
女子尾(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
女子尾(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から186までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県久留米土木事務所及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
深迫	うきは市浮羽町流川（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

田中	うきは市浮羽町流川 (別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
蔵	うきは市浮羽町流川 (別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
尼ヶ瀬谷1	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
尼ヶ瀬4	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
檜ヶ平谷1	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
檜ヶ平谷2	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
檜ヶ平谷3	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
檜ヶ平谷4	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
元有	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
元有2	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
元有3	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面12に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

元有5	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面13に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
元有6	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面14に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
持木	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面15に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
内ヶ原	うきは市浮羽町新川 (別紙図面16に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
妙見1	うきは市浮羽町新川 (別紙図面17に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
妙見2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面18に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
妙見3-1	うきは市浮羽町新川 (別紙図面19に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
妙見3-2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面20に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
尾谷	うきは市浮羽町新川 (別紙図面21に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
鹿狩2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面22に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
探野2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面23に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり

探野 3	うきは市浮羽町新川 (別紙図面24に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
探野 4	うきは市浮羽町新川 (別紙図面25に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
分田	うきは市浮羽町新川 (別紙図面26に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
楮原	うきは市浮羽町新川 (別紙図面27に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
葛籠谷	うきは市浮羽町新川 (別紙図面28に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
葛籠谷 2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面29に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
葛籠谷 3	うきは市浮羽町新川 (別紙図面30に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
葛籠谷 4	うきは市浮羽町新川 (別紙図面31に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
馬場谷	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面32に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
崩追谷	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面33に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
日森園	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面34に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり

日森園 2	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面35に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
日森園 3	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面36に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
中村	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面37に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
注連原	うきは市浮羽町田籠 (別紙図面38に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
笹の隈	うきは市浮羽町山北 (別紙図面39に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
中園 2	うきは市浮羽町山北 (別紙図面40に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
中園 3	うきは市浮羽町山北 (別紙図面41に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
国本 2	うきは市浮羽町山北 (別紙図面42に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
束川	うきは市浮羽町三春 (別紙図面43に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
サコ谷	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面44に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
小塩原 2	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面45に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり

岩屋堂	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面46に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
岩屋堂2	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面47に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
宮	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面48に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
宮2	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面49に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
宮3-1	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面50に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
宮3-2	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面51に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
大持	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面52に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
大持2-1	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面53に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり
大持2-2	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面54に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面54に記載する表のとおり
大持2-3	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面55に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面55に記載する表のとおり
大持2-4	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面56に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面56に記載する表のとおり

大谷	うきは市吉井町富永 (別紙図面57に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面57に記載する表のとおり
藤波(b)	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面58に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
乙原	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面59に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
檜ヶ平(h)	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面60に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
元有(c)	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面61に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
元有(d)	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面62に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
持木	うきは市浮羽町妹川 (別紙図面63に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
鹿狩-2	うきは市浮羽町新川 (別紙図面64に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
馬場	うきは市浮羽町田箆 (別紙図面65に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
山口	うきは市浮羽町田箆 (別紙図面66に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
小間坊	うきは市浮羽町田箆 (別紙図面67に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり

小塩	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面68に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表 のとおり
前迫(b)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面69に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表 のとおり
中崎(a)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面70に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表 のとおり
中崎(e)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面71に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表 のとおり
白土(a)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面72に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表 のとおり
楮原(b)	うきは市浮羽町新川 (別紙図面73に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表 のとおり
宮馬場(b)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面74に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表 のとおり
女子尾(d)	うきは市浮羽町小塩 (別紙図面75に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表 のとおり

備考 別紙図面1から75までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県久留米土木事務所及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1422号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(カラー撮影)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市、筑紫郡那珂川町、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市	平成21年8月19日から 平成22年1月29日まで

福岡県告示第1423号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 竣功認可年月日

平成21年9月3日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

ア 北九州市

福岡県北九州市小倉北区内1番1号

イ 全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会

東京都港区赤坂1丁目9番13号

(2) 代表者

ア 北九州市長 北橋 健治

イ 代表理事会長 田中 潤児

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

福岡県北九州市若松区大字安屋1679番3地先の公有水面(脇田漁港区域内)

(2) 区域

次の地点のうち、 の地点と の地点を結んだ直線、 の地点から116度47分46秒、90.00mの地点を中心とする半径90.00mの円で の地点と の地点を結ぶ北西側の円弧、 の地点から10度43分21秒、215.00mの地点を中心とする半径215.00mの円で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から333度22分49秒、7.50mの地点を中心とする半径7.50mの円で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から333度22分57秒、200.00mの地点を中心とする半径200.00mの円で の地点と④⑧の地点を結ぶ南側の円弧、④⑧の地点から④⑦の地点を結んだ直線及び④⑦の地点と の地点を結んだ直線により囲まれた区域

の地点 小竹三角点（北緯33度55分07秒89、東経130度44分44秒38）から302度11分20秒、1,177.55mの地点

の地点 の地点から23度31分00秒、21.20mの地点

の地点 の地点から58度37分37秒、94.93mの地点

の地点 の地点から82度03分09秒、137.65mの地点

の地点 の地点から333度22分49秒、15.00mの地点

④⑧の地点 の地点から267度40分53秒、164.59mの地点

④⑦の地点 ④⑧の地点から230度39分22秒、122.02mの地点

(3) 面積

5,640.84平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年8月29日9漁第2号の4

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

北九州市役所

福岡県告示第1424号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市王丸字徳丸770 - 4、770 - 9及び770 - 10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区萩原3 - 4 - 27

伸興産業株式会社 代表取締役 井川 英治

福岡県告示第1425号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。昭和58年5月28日福岡県告示第848号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル水巻店
(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末北4丁目4番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
歩行者及び車輛の安全かつ円滑な通行の確保をお願いします。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の処理及びリサイクルボックスの設置については、遠賀中間地域広域行政事務組合と協議をお願いします。
- (4) 防災・防犯対策への協力
ア 青少年の非行防止については、防犯対策に計画されている対策を充分に行ってください。また、補導員の立ち入り等について、ご配慮をお願いします。
イ 現在、当町は、町内にある事業所と災害時における応援協定の締結を推進しています。そのため、貴店の開店後、災害時における協定のお願いに伺いたいと思いますので、是非ご協力をお願いします。
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
廃棄物の処理及びリサイクルボックスの設置については、遠賀中間地域広域行政事務組合と協議をお願いします。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (8) その他
ア 大規模小売店舗立地法第4条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く

期待されています。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本町や地域住民、関係団体と相互に連携し、地元商工会への加入や地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力及び参画、地域の防犯・防災及び青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされることをお願いします。

イ 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するようお願いいたします。

ウ 地域住民や本町関係各課から出された意見等については、誠意をもって対応されるようお願いいたします。

エ 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意をもって協議・対応されるようお願いいたします。

福岡県告示第1427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫八女本店
(2) 所在地 福岡県八女市大字吉田字原尾123番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年12月28日農林省告示第1659号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1429号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月23日農林水産省告示第1636号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1430号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人ハッピースマイルプロジェクト
 - (2) 代表者の氏名
後藤 孝洋
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14番22号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、発展途上国の人々や、障がい者などの社会的弱者に対して、自立・環境改善・医療確保・人権擁護のための支援事業を行い、よりよい社会の実現と社会支援活動の活性化に寄与し、国内外を問わず全ての人々が笑顔で生活できる社会作りを目的とする。

福岡県告示第1431号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人環境緑化を考える会
 - (2) 代表者の氏名
木村 三重子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名2丁目4番22号 新日本ビル10F
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般市民を対象とする環境緑化に関する事業を行い、美しいまちづくりと地域の元気づくり・人づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1432号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人アクアカルチャーネットワーク
 - (2) 代表者の氏名
田嶋 猛
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑後市久富1343番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は作り育てる漁業及び漁業資源の保護活動を啓発、支援するために講習会や技術研究会等の教育啓蒙事業及び放流支援事業を行い、もって地域社会の漁業振興に寄与する事を目的とする。

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
九州高圧コンクリート工業株式会社
福岡市南区向野一丁目13番14号
代表取締役 池松 勢三郎
- 2 施設の種類及び処理能力
がれき類、ガラスくず等の破砕施設
一日当たり 97.6トン
- 3 設置場所
福岡県豊前市大字八屋2544番60
- 4 指定地域
福岡県豊前市大字八屋の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成21年9月18日から同年10月19日まで

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成21年9月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社グリーンロード	飯塚市相田1082 - 41	鬼丸 勇	平成19年6月21日 福岡県知事許可（般 - 19） 第67670号
株式会社多賀谷建設	飯塚市相田1082	多賀谷 通	平成19年8月31日 福岡県知事許可（特・般 - 19） 第50457号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

ア 株式会社グリーンロード

平成21年9月24日から平成21年9月30日までの7日間

イ 株式会社多賀谷建設

平成21年9月24日から平成21年9月30日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実

- (1) 株式会社グリーンロードは、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。
- (2) 株式会社多賀谷建設は、株式会社グリーンロードが特定建設業の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成21年9月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
有限会社満城建設	久留米市北野町大城594	野口 満城	平成17年6月7日 福岡県知事許可（般 - 17） 第57741号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人

(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成21年9月24日から平成21年9月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社満城建設は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年9月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社松尾組	飯塚市阿恵1251-2	本村 香	平成18年8月9日 福岡県知事許可(特-18) 第31676号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成21年9月24日から平成21年9月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社松尾組は、福岡県から請け負った「弓張岳線1-1工区工事」において、建設業法第24条の7第1項の規定に違反して、下請契約の請負代金の額の総額が政令で定める金額以上になったにもかかわらず、施工体制台帳を作成しなかった。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年9月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

株式会社ハナダ建設	福津市渡1390	花田 貞二	平成19年2月1日 福岡県知事許可（般 - 18） 第60724号
-----------	----------	-------	---

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年9月24日から平成21年9月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ハナダ建設は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
融栄商事 田中 やゆみ	福岡県田川郡川崎町大字田原1642番地の3	福岡県知事 (1)第08557号 平成19年12月17日	平成21年8月21日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

通信指令システム地図及び目標物データ更新業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 障害者雇用状況
キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

- ク 営業概要表（様式第5号）
ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
タ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成21年10月20日（火）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年9月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

通信指令システム地図及び目標物データ更新業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 業務場所

福岡県警察本部地域部通信指令課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年10月29日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	07	ソフトウェア開発	AA又は同規模の実績をもつ A（履行証明書を提出すること）

(2) 当該業務を迅速かつ確実に履行できると認められるもの。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 通信指令システム等におけるシステム開発又はシステム改修業務についての実績を有するもの。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年9月18日（金）から平成21年10月28日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成21年10月29日（木）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年10月30日（金） 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

Commissioning of renewal of the data on the electronic map(s) that are used for the Communication Command System regarding the information including the existence/location of the objects that can be referred to as landmarks

- (1) Articles and Quantity
A commissioning contract for the aforementioned renewal work
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on October 29, 2009

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2243)

教育委員会

福岡県教育委員会告示第11号
 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、告示の日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。
 平成21年9月18日

福岡県教育委員会

1の表中

福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	入学候補者についての該当の有無（入学予定者又は補欠入学予定者とならなかった者に係るものに限る。）	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	”	を
--------------------------	--	--------------------------	------------------	---	---

福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	”	に
--------------------------	---------	--------------------------	------------------	---	---

改める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第273号
 福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部改正（案）」について、平成21年7月27日から同年8月25日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出

されなかったので、行手条例第41条第1項の規定に基づき公示する。

平成21年9月18日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第278号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成21年9月18日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る免許の種類

- (1) 大型自動車第二種免許（大型二種）
- (2) 中型自動車第二種免許（中型二種）
- (3) 普通自動車第二種免許（普通二種）
- (4) 大型自動車免許（大型）
- (5) 中型自動車免許（中型）
- (6) 普通自動車免許（普通）
- (7) 大型自動二輪車免許（大自二）
- (8) 普通自動二輪車免許（普自二）
- (9) 大型特殊自動車免許（大特）
- (10) 牽引免許（牽引）

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成21年10月19日（月曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校 協会」
平成21年10月20日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校 協会」
平成21年10月26日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	朝倉市一木59-4 ウキコドライバースクール甘木
平成21年10月27日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市川津95 飯塚自動車学校

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
大自二、普自二、大特、牽引（以下「特定第一種」という。）	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を

貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月9日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。

）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月9日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811 - 1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
-----------	-----------------------------

1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。
- 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。
- 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。

福岡県公安委員会告示第280号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年9月18日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、実施時間及び実施場所

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成21年12月21日（月）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成21年12月22日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定15名

3 受検定員

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

㍑ 警備業務に関する基本的な事項

㍑ 法令に関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に関すること。

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

㍑ 警備業務に関する基本的な事項

㍑ 法令に関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に関すること。

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成21年11月11日(水)から同年11月16日(月)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げる

いずれかの書面

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内(県の休日を除く。)に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

(4) 検定手数料

- ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円
- イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した検定手数料については、受検申請を取り消した場合又は受検しなかった場合においても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

8 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）26287）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

再 掲

福岡県告示式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、筑後川漁業協同組合の指定する採捕者が、放流用の種苗確保のためにアユ親魚を採捕する場合は、この限りでない。

平成21年9月10日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ300メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ700メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

平成21年9月15日から平成23年11月15日まで